

公益社団法人 静岡県農業振興公社

農 地 中 間 管 理 事 業 規 程

平成26年 3 月24日策定
平成28年 3 月16日改正
平成29年 3 月30日改正
平成29年 6 月30日改正
令和元年 7 月 5 日改正
令和元年11月 1 日改正
令和 3 年 6 月30日改正
令和 4 年 7 月 8 日改正
令和 5 年 6 月 8 日改正
令和 5 年11月 6 日改正
令和 7 年 7 月 1 日改正

1 市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町、目標地図（基盤法第19条第3項に規定する地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、農地相談員を地域別に配置し、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項に規定する協議の場をいう。）に参加するとともに、地域計画の策定又は変更に向けて、市町及び農業委員会への積極的な協力を行う。
- (3) 機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第19条の規定による市町等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

- (1) 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものと

する。

- (2) ただし、(1)の区域以外の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）でも農地中間管理事業を実施することができる。

3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

① 地域計画の区域内の農用地等

地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に向けて、遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。

ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討」とされているなど、借受希望者が明確でない場合（当該遊休農地等の解消後に受け手の確保が見込まれる場合は除く。）又は1号遊休農地の黄色区分（注）であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

（注）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号の遊休農地）のうち、草刈り等の軽微な作業では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。

② 地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

- (2) 機構は、(1)にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるもの及び理事長が別に定める借受けの判断基準に適合しないものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

① 農業委員会による利用状況調査（農地法第30条）において再生利用が困難と判定されている農地

② 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著

しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

- (3) 機構が農地中間管理権を取得する農用地等に所有権以外の権利関係が設定されているときは、事業の推進に支障を来さぬよう十分に留意するものとする。

4 農地中間管理権の取得の方法

- (1) 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを農業委員会等の関係機関と連携して積極的に行うほか、農用地等の所有者等からの申出に応じて協議を行う。

この場合、当該地区の目標地図を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な手続きを計画的に行う。

- (2) 機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町からの促進計画の案の提出があった場合を基本として、農地中間管理権の取得を検討するものとする。
- (3) 機構は、一括方式（農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、機構が借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。
- (5) 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として10年以上となるようにするものとする。
- (6) 機構は、農地中間管理権の取得に当たって遊休農地の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地の解消に向けた国等の予算事業を活用し、農地の有効利用に努めるものとする。
- (7) 機構は、利用意向調査（農地法第32条）の後、農業委員会から、機構と協議すべきことを勧告した旨の通知（同法第36条）、又は所有者等を確知することができない旨の通知（同法第41条）を受けた地域計画の区域内の農地については、「3 農地中間

管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、農地中間管理権の裁定に係る申請（基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第37条又は第41条）を行うものとする。

5 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）

（1）地域計画の区域内の農用地等

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項に規定する農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。

また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の①から③までのいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、農業を担う者がいない農用地等において農業を担う者として適当な者が見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき。

② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。

③ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）。

（2）地域計画の区域外の農用地等

① 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町からの促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とする。

② 機構は、農業委員会又は市町等からの提出のあった促進計画の案について、次のア～エの観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。

ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圖の解消に資するものであること。

イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさない

ものであること。

ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。

エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

③ 機構は、機構のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

(3) 貸付期間

機構の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とし、貸付期間の終期は、農地の所有者から機構への終期と同じであることを原則とする。

なお、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

(4) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対して書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

6 附属物等の取扱い

(1) 機構は、機構から賃借権の設定等を受けた者（以下「借受者」という。）が行う附属物の収去等に対しては、その義務を負わないものとする。

(2) 機構は、植栽、伐採、客土その他土地の形質変更及び農用地等に既に設置されている又は新たに設置される附属物の取扱いについては、当該農用地等の所有者と借受者の双方が協議の上、書面により合意することを求めるものとする。

7-1 農業経営の委託を受ける農用地等の基準

機構は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

(1) 機構は、農業経営の受託者（機構から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（機構に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。

(2) その他の基準については、「3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に準じるものとする。

7-2 農業経営の受託の方法

- (1) 農業経営の受託に当たっては、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から機構への委託及び機構から受託者への委託を一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。
- (2) 対価の支払方法については、委託者及び受託者と協議の上、機構を経由しないで行うこととする。
- (3) 促進計画に定められた農業経営の経過及び結果については、受託者が書面等により記録し、受託した農業経営の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により委託者に直接報告するとともに、機構に対してもその写しを提供する。
- (4) 促進計画の定めがない事項（例：品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者との間で適宜書面等により取り決めることとする。
- (5) 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、機構が、委託者及び受託者の協議を踏まえ、決定することを原則とする。
- (6) その他の方法については、「4 農地中間管理権の取得の方法」に準じるものとする（4の（4）を除く。）。

7-3 農業経営の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農業経営の委託については、「5 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「7-2 農業経営の受託の方法」に準じるものとする。

8-1 農作業の委託を受ける農用地等の基準

- (1) 機構は、農作業の受託者（機構から農作業の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（機構に農作業の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農作業の委託の協議を行うものとする。
- (2) 機構は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。
- (3) 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とし、機構が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託（注）」又は「基幹三作業以上の受託」を原

則とする。

(注)「特定農作業受託」とは、受託者が、基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。）の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

8-2 農作業の受託の方法

- (1) 農作業の受託に当たっては、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期・契約期間、対価、支払方法等）が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。
- (2) 対価の支払方法については、委託者及び受託者と協議の上、機構を経由しないで行うこととする。
- (3) 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により委託者に直接報告するとともに、機構に対してもその写しを提供する。
- (4) 促進計画の定めでない事項（例：品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者との間で適宜書面等により取り決めることとする。
- (5) 農作業の受託に係る契約期間については、機構が、委託者及び受託者の協議を踏まえ、決定することを原則とする。

8-3 農作業の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農作業の委託については、「5 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「8-2 農作業の受託の方法」に準じるものとする。

9 賃料の水準及び支払の方法

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案しつつ、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が、所有者及び借受者の協議を踏まえ、決定することを原則とする。

- (2) 機構が借り受けるとき及び機構が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、機構が、所有者及び借受者の協議を踏まえ、決定することを原則とする。

10 委託料の水準及び決済等の方法

- (1) 機構が農業経営を受託するとき及び機構が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。

基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

具体的な損益の算定については、機構が、委託者及び受託者の協議を踏まえ、決定することを原則とする。

- (2) 機構が農作業を受託するとき及び機構が農作業を委託するときの委託料及び支払の方法については、機構が、委託者及び受託者の協議を踏まえ、決定することを原則とする。

11 農地中間管理権等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権又は農業経営等の受託に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営の受託又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。

ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、必要に応じて目標地図を変更することで、受け手の確保に努めるものとする。

- ① 農地中間管理権の取得後又は機構の農用地等の貸付けが解除された後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ② 農用地等の貸付けの終了後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ③ 農業経営等の委託を受けてから3か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ④ 農業経営等の委託が終了してから3か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ⑤ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となっ

たとき。

⑥ 農用地等の受け手等が賃料又は対価の支払いに応じないとき。

(2) (1) の①、②、③及び④の規定に係わらず、理事長が別に定める場合は契約を解除しないことができることとする。

12 農用地等の利用状況の報告等

機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が、当該農用地等を適正に利用していないおそれがある場合には、当該農用地等を現地確認した上で、法第21条第2項の規定により賃借権の設定等又は農作業の委託を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を明示した上で、書面（電磁的記録を含む。）により農用地等の利用状況又は農用地等に係る農業経営等の状況についての報告を求めるものとする。

13 農地中間管理事業に係る手数料

農地中間管理事業の適正な運用を図るため、機構が行う農用地等の貸借について、機構は手数料を徴収することができるものとする。なお、手数料の徴収にあたり必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

14 農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準

(1) 機構は、農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を図る業務（法第2条第3項第5号に掲げる業務をいう。）を行うことができるものとする。

① 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。

② 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

③ 15に定める研修事業の実施のために利用条件の改善が必要となったとき。

(2) 当該事業を実施する場合は、活用する事業や費用負担等を県、市町及び関係団体等と協議を行うものとする。

15 研修事業の実施基準

- (1) 機構は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。
- (2) 機構は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
- (3) その他、研修事業の実施に当たり必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

16 相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

17 業務委託の基準

- (1) 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、研修事業の業務、利用条件改善の業務、データ管理、窓口業務等の業務について、必要に応じて市町、農業協同組合等の同意を得た上で業務委託を行うことができる。
- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。
- (3) 機構は、市町以外に促進計画案の調整等に係る業務について委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- (4) 機構は、業務委託に当たっては、各経費の内訳ごとの単価の考え方を明確にすることとする。なお、単価の考え方については、「農地中間管理事業の業務委託に係る補助事業の適正執行について（令和5年3月28日付け4経営第3152号農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知。以下「補助事業の適正執行に係る通知」という。）」を基本とし、これにより難しい場合には考え方を明確にした上で機構において適正な単価を算定することもできる。
- (5) 機構は、委託コストの削減に努めるとともに、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内容を明確にし、委託費用の支出に当たっては、補助事業の適正執行に係る通知に基づき、委託した業務が適正に実施されているか、

業務の実施のための経費が適切に支出されているかを確認するため、実績の報告を求める際には、実績報告書の他に関係資料の提出を求めるものとする。確認の結果、内容に疑義がある場合にも同通知に基づき適正に対応するものとする。

18 共有者不明農用地等の対応

- (1) 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- (2) 機構は、農業委員会に対し、(1)の要請をするときは、定めようとする促進計画を併せて提出するものとする。
- (3) 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第22条の4に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等促進計画について知事に認可申請を行うものとする。

19 遊休農地への対応

- (1) 機構は、農地法第32条又は第33条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第35条に基づく通知があった場合、「3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- (2) 地域計画の区域内で農地法第36条に基づき、農業委員会が機構による農地中間管理権の取得について当該機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、「3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第37条の規定に基づき、知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該勧告に係る農地が地域計画の区域外の場合においても、「3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。
- (3) 機構は、地域計画の区域内で所有者等を確知することができない農地について、農

業委員会から農地法第41条に基づく通知があった場合、「3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から順次、基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第41条の規定に基づき、知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該農地が地域計画の区域外の場合においても、「3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

20 不適正な事案が生じた場合の対応

- (1) 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- (2) 機構は、(1)の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

21 その他

この規程の実施に関し必要な事項は、県と協議の上、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

なお、土地改良法等の一部改正に伴う規定については、改正法の施行日からとする。

附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年６月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年７月８日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年６月８日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年11月６日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。